

ベースアップ評価料について

「ベースアップ評価料」は、医療従事者の賃金改善や人材確保を目的として、厚生労働省が定めた制度です。

当院では、この制度を活用し、より良い医療サービスを提供できるよう努めています。

そのため、診療費に数円～数十円程度の加算が発生する場合があります。

皆さまのご理解をお願い申し上げます。

患者のみなさまへ

令和6年6月から

「ベースアップ評価料」がはじまります。

産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組です。
ご理解くださいますよう、お願い致します。

「ベースアップ評価料」について

- ☑ 看護職員等の医療現場で働く方々の賃上げを実施するため、令和6年6月以降、ベースアップ評価料がスタートします。
- ☑ これにより、6月以降、患者のみなさまの診療費のご負担が上がる場合があります。
- ☑ このベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、医療現場で働く方々の賃上げに全て充てられます。

ご理解くださいますよう、お願い致します。

診療に関するお願い

当院では、安全で円滑な診療を提供するため、以下の事項を厳守していただきます。

1. 診療は医師の医学的判断に基づき行います
2. 診療時間には限りがあり、必要な範囲での説明となります
3. 他の患者様の診療の妨げとなる行為はお控えください。

すべての患者様に安心して円滑な診療を受けていただくため、以下の行為が認められた場合は、診療を中断またはお断りすることがあります。

- ・ 大声、暴言、威圧的な言動
- ・ 長時間の不当な拘束、診療と無関係な要求
- ・ スタッフへの迷惑行為（カスハラ行為）
- ・ 院内ルールへの違反

上記に同意いただけない場合、診療をお受けできない場合があります